

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定める。

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)第十四条第一項第二号に規定する期間は、別表のとおりとする。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行し、平成二十年度以降の年度分の補助金等に係る財産及び平成十九年度以前の年度分の補助金等に係る財産(当該補助金等の交付の決定をしたときに、処分制限期間が定められているものであって、この告示の施行の日において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二十二条の規定に基づく目的に反する使用、譲渡、交換又は貸付の承認を受けていないものに限る。)に適用する。この場合において、当該財産に係る補助金等が廃止されている場合にあっては、当該補助金等を別表の補助金等の名称の欄に掲げる補助金等とみなし、平成十九年度以前の年度分の補助金等に係る財産に係るこの告示の施行前の処分制限期間が当該財産に係るこの告示の施行後の処分制限期間より短いものについては、なお従前の例による。

2 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成十三年厚生労働省告示第二百三十九号)は、廃止する。

改正文(平成二十一年三月一七日厚生労働省告示第八八号)抄

平成二十年度分の補助金等に係る財産から適用する。

改正文(平成二十二年三月三十一日厚生労働省告示第一四〇号)抄

平成二十一年度分の補助金等に係る財産から適用する。

改正文(平成二十二年一月三〇日厚生労働省告示第四〇八号)抄

平成二十二年度分の補助金等に係る財産から適用する。

改正文(平成二十三年二月二十八日厚生労働省告示第三七号)抄

平成二十二年度分の補助金等に係る財産から適用する。

改正文(平成二十三年六月一日厚生労働省告示第一八三三号)抄

平成二十三年十月一日から適用する。

附 則(平成二十三年七月十九日厚生労働省告示第二三七号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、平成二十三年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十二年以前年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則(平成二十三年一月二日厚生労働省告示第四一三三号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、平成二十三年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十二年以前年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則(平成二十四年三月一五日厚生労働省告示第一三三三号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、平成二十三年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十二年以前年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則(平成二十四年六月二六日厚生労働省告示第四〇五号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、平成二十四年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十三年以前年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則(平成二十六年二月一八日厚生労働省告示第三三三三号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、平成二十五年年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十四年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

改正文(平成二十六年六月一日厚生労働省告示第二五六号)抄

平成二十五年年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成二十四年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

改正文(平成二十六年一月一五日厚生労働省告示第四七〇号)抄

平成二十六年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成二十五年以前年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

改正文(平成二十七年三月一九日厚生労働省告示第七一七号)抄

平成二十六年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成二十五年以前年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

改正文(平成二十七年七月一五日厚生労働省告示第三二〇号)抄

平成二十七年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成二十六年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

改正文(平成二十八年四月一日厚生労働省告示第二〇五号)抄

平成二十七年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成二十六年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

改正文(平成二十八年一月二日厚生労働省告示第三八八号)抄

平成二十八年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成二十七年以前年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

改正文(平成二十九年六月二二日厚生労働省告示第二二五号)抄

平成二十八年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成二十七年以前年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

改正文(平成二十九年一月九日厚生労働省告示第三二六号)抄

平成二十九年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成二十八年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

改正文(平成三十年四月一八日厚生労働省告示第二〇九号)抄

平成二十九年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成二十八年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

改正文(平成三十年七月二六日厚生労働省告示第二八四号)抄

平成三十年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成二十九年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

改正文(令和元年五月二〇日厚生労働省告示第五号)抄

平成三十年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成二十九年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

改正文(令和元年一月二九日厚生労働省告示第一五一号)抄

令和元年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成三十年以前年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

改正文(令和三年一月八日厚生労働省告示第五号)抄

令和二年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、令和元年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

改正文(令和三年四月一九日厚生労働省告示第一七七号)抄

令和二年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、令和元年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

改正文(令和三年一月二四日厚生労働省告示第三九〇号)抄

令和三年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用し、令和二年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。ただし、特定保健指導推進事業費補助金に係る処分制限期間については、令和二年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

改正文(令和四年四月二〇日厚生労働省告示第一七〇号)抄

令和三年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、令和二年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

改正文(令和四年一月一九日厚生労働省告示第三六五号)抄



身体障害者福祉費補助金		飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九九年
社会福祉施設等設備災害復旧費等補助金		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一五年
障害者総合支援事業費補助金		病院用のもの	一五年
精神保健対策費補助金		公衆浴場用のもの	一一年
心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業費補助金		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費補助金		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	七年
地方改善施設整備費補助金		その他のもの	一四年
社会福祉施設等施設整備費補助金	簡易建物(応急仮設住宅を除く。)	木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	一〇年
年金生活者支援給付金支給業務国民健康保険団体連合会等補助金	応急仮設住宅	掘立造のもの及び仮設のもの	七年
高齢者福祉推進事業費補助金			二年
高齢者社会活動支援事業費補助金	建物附属設備	電気設備(照明設備を含む。)	六年
介護保険事業費補助金		その他のもの	一五年
介護保険災害臨時特例補助金	給排水又は衛生設備及びガス設備		一五年
介護施設等復旧支援事業費等補助金	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が二十キロワット以下のものに限る。)	一三年
政府開発援助アジア労働技術協力費等補助金		その他のもの	一五年
医療研究開発推進事業費補助金	昇降機設備	エレベーター	一七年
国立感染症研究所施設周辺安全対策等事業費補助金		エスカレーター	一五年
厚生労働行政推進調査事業費補助金	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		八年
保健衛生医療調査等推進事業費補助金	エアーカーテン又はドア自動閉閉設備		一二年
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター設備整備費補助金	アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	一五年
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所施設整備費補助金		その他のもの	八年
水道水源開発施設整備費補助	可動間仕切り	簡易なもの	三年
社会保障・税番号制度システム整備費等補助金		その他のもの	一五年
水道施設災害復旧事業費補助	前掲のもの以外のもの	主として金属製のもの	一八年
沖繩振興公共投資交付金		その他のもの	一〇年
沖繩特別振興対策事業費補助金	発電用又は送配電用のもの	小水力発電用のもの(農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)に基づき建設したものに限る。)	三〇年
生活衛生関係営業対策事業費補助金		その他の水力発電用のもの(貯水池、調整池及び水路に限る。)	五七年
社会保険労務士試験事務電子化推進事業費補助金		汽力発電用のもの(岸壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。)	四一年
総合特区推進費補助金		送電用のもの	
労働災害防止対策費補助金		地中電線路	二五年
産業医学助成費補助金		塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電線	三六年
産業保健活動総合支援事業費補助金		配電用のもの	
身体障害者等福祉対策事業費補助金		鉄塔及び鉄柱	五〇年
労災疾病臨床研究事業費補助金		鉄筋コンクリート柱	四二年
独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費補助金		木柱	一五年
中小企業退職金共済事業費等補助金		配電線	三〇年
独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費補助金		引込線	二〇年
中小企業雇用安定事業費等補助金		添加電線	三〇年
雇用開発支援事業費等補助金		地中電線路	二五年
産業雇用安定センター補助金	広告用のもの	金属製のもの	二〇年
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金		その他のもの	一〇年
職業能力開発校設備整備費等補助金	競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	スタンド	
技能向上対策費補助金		主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	四五年
児童育成事業費補助金		主として鉄骨造のもの	三〇年
子育て支援対策費補助金		主として木造のもの	一〇年
感染症予防事業費等負担金		ネット設備	一五年
新型インフルエンザ等対策事業費負担金		野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	三〇年
原爆被爆者介護手当等負担金		水泳プール	三〇年
全国健康保険協会事務費負担金		その他のもの	
国民健康保険組合事務費負担金		児童用のもの	
国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金		すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	一〇年
児童保護費負担金		その他のもの	一五年
婦人相談所運営費負担金		主として木造のもの	一五年
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金		その他のもの	一五年
災害救助費等負担金		主として木造のもの	一五年
身体障害者保護費負担金		その他のもの	三〇年
障害児入所給付費等負担金			
心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関運営費負担金			
心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金			
心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金			
重層的支援体制整備事業交付金			
国民健康保険財政調整交付金			
国民健康保険老人保健医療費拠出金財政調整交付金			
国民健康保険保険者努力支援交付金			
職業転換訓練費交付金			
離職者等職業訓練費交付金			
港湾労働者派遣事業等交付金			
病床転換助成事業交付金			
後期高齢者医療財政調整交付金			
地域自殺対策強化交付金			
地域介護・福祉空間整備推進交付金			
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金			
育児休業労働者等支援交付金			
介護労働者雇用改善援助事業等交付金			
短時間労働者雇用管理改善等事業交付金			
地域支援事業交付金			
保険者機能強化推進交付金			
介護保険保険者努力支援交付金			
次世代育成支援対策施設整備交付金			
	農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの	一四年
		果樹棚又はホップ棚	一七年
		その他のもの	一四年
		主として金属製のもの	五年
		主として木造のもの	一〇年
		土管を主としたもの	八年

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費  
交付金  
子育て支援交付金  
外国人技能実習機構交付金  
調査研究等業務交付金  
社会事業学校等経営委託費  
身体障害者福祉促進事業委託費  
衛生関係指導者養成等委託費(医務衛生関係指導者養成等委託のうち救急医療施設医師研修会の委託に係るものを除く。)  
遺族及留守家族等援護事務委託費(戦傷病者福祉事業助成委託及び昭和館運営委託に係るものに限る。)  
国連・障害者の十年記念施設運営委託費  
医療提供体制施設整備交付金  
労働時間等設定改善推進助成金  
高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金  
受動喫煙防止対策助成金  
福島再生加速化交付金  
生活基盤施設耐震化等交付金  
保育所等整備交付金  
被災者支援総合交付金  
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金  
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

緑化施設及び庭園	工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園(工場緑化施設に含まれるものを除く。)	七年 二〇年
舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの ビチューマルス敷のもの	一五年 一〇年 三年
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの(前掲のものを除く。)	橋 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム 下水道、煙突及び焼却炉 その他のもの	六〇年 五〇年 三五年 六〇年
コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの(前掲のものを除く。)	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう 下水道、飼育場及びへい 引湯管 その他のもの	三〇年 一五年 一〇年 四〇年
れんが造のもの(前掲のものを除く。)	防壁、堤防及び防波堤 煙突、煙道及び焼却炉 塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの その他のもの その他のもの	五〇年 七年 二五年 四〇年
石造のもの(前掲のものを除く。)	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、上水道及び用水池 下水道 その他のもの	五〇年 三五年 五〇年
土造のもの(前掲のものを除く。)	防壁、堤防及び防波堤 下水道 その他のもの	四〇年 一五年 四〇年
金属造のもの(前掲のものを除く。)	橋(はね上げ橋を除く。) はね上げ橋及び鋼矢板岸壁 サイロ 送配管 鑄鉄製のもの 鋼鉄製のもの ガス貯そう 液化ガス用のもの その他のもの 薬品貯そう 塩酸、ふっ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの 有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの 水そう及び油そう 鑄鉄製のもの 鋼鉄製のもの 浮きドック 飼育場 つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール 露天式立体駐車設備 その他のもの	四五年 二五年 二二年 三〇年 一五年 一〇年 二〇年 八年 一〇年 一五年 二五年 一五年 二〇年 一五年 一〇年 一五年 四五年
合成樹脂造のもの(前掲のものを除く。)		一〇年
木造のもの(前掲のものを除く。)	橋 水そう及び引湯管 飼育場 その他のもの	一五年 一〇年 七年 一五年
水道用のもの	取水設備 導水設備 浄水設備 配水設備 橋りょう 鉄筋コンクリート造のもの 鉄骨造のもの 木造のもの 配水管 鑄鉄製のもの その他のもの 配水管附属設備 えん堤 鉄筋コンクリート造又はコンクリート造のもの れんが造又は石造のもの 土造のもの 貯水池	四〇年 五〇年 六〇年 六〇年 六〇年 六〇年 四八年 一八年 四〇年 二五年 三〇年 八〇年 五〇年 四〇年 三〇年

		高架水そう 鉄筋コンクリート造のもの 金属造のもの 木造のもの さく井 電信電話線 その他のもの 鉄筋コンクリート造のもの コンクリート造又はれんが造のもの 石造のもの 金属造のもの 木造のもの	四〇年 二〇年 一〇年 一〇年 三〇年 六〇年 四〇年 五〇年 四五年 一五年
	前掲のもの以外のもの	主として木造のもの その他のもの	一五年 五〇年
船舶	船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船		一四年
	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船		一〇年
	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船(他の項に掲げるものを除く。)		九年
	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船		七年
	その他のもの 鋼船 木船 その他のもの		一二年 八年 五年
航空機	ヘリコプター		五年
車両及び運搬具	特殊自動車(自走式作業機械設備を除く。)	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車 モーターシーパー及び除雪車 タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゅう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの 小型車(じんかい車及びし尿車にあっては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。) その他のもの	五年 四年 三年 四年
	運送事業用の車両及び運搬具(前掲のものを除く。)	自動車(二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。) 小型車(貨物自動車にあっては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。) その他のもの 大型乗用車(総排気量が三リットル以上のものをいう。) その他のもの 乗合自動車 自転車及びリヤカー 被けん引車その他のもの	三年 五年 四年 五年 二年 四年
	前掲のもの以外のもの	自動車(二輪又は三輪自動車を除く。) 小型車(総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。) その他のもの 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの 報道通信用のもの その他のもの 二輪又は三輪自動車 自転車 鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車 金属製のもの その他のもの フォークリフト トロッコ 金属製のもの その他のもの その他のもの 自走能力を有するもの その他のもの	四年 四年 五年 五年 六年 三年 二年 七年 四年 四年 五年 三年 七年 四年

工具	測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む。)		五年
	治具及び取付工具		三年
	型 <small>わく</small> (型枠を含む。)、鍛圧工具及び打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鑄造用型 その他のもの	二年 三年
	切削工具		二年
	金属製柱及びカッペ		三年
	前掲のもの以外のもの	白金ノズル その他のもの	一三年 三年
器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)	事務机、事務椅子及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの	一五年 八年
		応接セット 接客業用のもの その他のもの	五年 八年
		ベット	八年
		児童用机及びいす	五年
		陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの	六年 八年
		その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	五年 一五年 八年
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	五年
		冷房用又は暖房用機器	六年
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。)	六年 四年
		カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 じゅうたんその他の床用敷物 小売業用、接客業用、放送用又はレコード吹込用のもの その他のもの	三年 六年
室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの	一五年 八年		
食事又はちゅう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	二年 五年 一五年 八年		
事務機器及び通信機器	謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの 電子計算機 パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く。) その他のもの 複写機、計算機(電子計算機を除く。)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの その他の事務機器 テレタイプライター及びファクシミリ インターホーン及び放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの	三年 五年 四年 五年 五年 五年 五年 六年 六年 一〇年	
時計、試験機器及び測定機器	時計 度量衡器 試験又は測定機器	一〇年 五年 五年	
光学機器及び写真製作機器	オペラグラス カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	二年 五年 八年	
看板及び広告器具	看板 マネキン人形及び模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	三年 二年 一〇年 五年	
容器及び金庫	ボンベ		

	溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナその他の容器 大型コンテナ(長さが六メートル以上のものに限る。) その他のもの 金属製のもの その他のもの 金庫 手さげ金庫 その他のもの	六年 八年 一〇年 七年 三年 二年 五年 二〇年
	理容又は美容機器	五年
	医療機器 消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器 ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のも及び自動血液分析器 その他のもの その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	四年 五年 七年 六年 六年 七年 六年 八年 四年 六年 三年 一〇年 五年
	娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具 たまつき用具 パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具 ご、しょうぎ、まあじゃんその他の遊戯具 スポーツ具 どんちょう及び幕 衣しょう、かつら、小道具及び大道具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	八年 二年 五年 三年 五年 二年 一〇年 五年
	生物 植物 貸付業用のもの その他のもの 動物 魚類 鳥類 その他のもの	二年 一五年 二年 四年 八年
	前掲のもの以外のもの 映画フィルム(スライドを含む。)、磁気テープ及びレコード シート及びロープ きのこ栽培用ほだ木 漁具 葬儀用具 楽器 自動販売機(手動のものを含む。) 無人駐車管理装置 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	二年 二年 三年 三年 三年 五年 五年 五年 五年 一〇年 五年
機械及び装置	食料品製造業用設備	一〇年
	飲料・たばこ・飼料製造業用設備	一〇年
	繊維工業用設備 炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他の設備 その他の設備	三年 七年 七年
	木材・木製品(家具を除く。)製造業用設備	八年
	家具又は装備品製造業用設備	一一年
	バルブ、紙又は紙加工品製造業用設備	一二年

印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備	四年
	製本業用設備 新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備 その他の設備	七年 三年 一〇年 一〇年
化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	五年
	塩化りん製造設備 活性炭製造設備 ゼラチン又はにかわ製造設備 半導体用フォトレジスト製造設備 フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備 その他の設備	四年 五年 五年 五年 五年 八年
石油製品又は石炭製品製造業用設備		七年
プラスチック製品製造業用設備(他の号に掲げるものを除く。)		八年
ゴム製品製造業用設備		九年
なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備		九年
窯業又は土石製品製造業用設備		九年
鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	五年
	純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製造業用設備 その他の設備	九年 一四年
非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備 その他の設備	一一年 七年
金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	六年
	その他の設備	一〇年
はん用機械器具(はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。以下同じ)製造業用設備(電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備及び情報通信機械器具製造業用設備を除く。)		一二年
生産用機械器具(物の生産の用に供されるものをいう。)製造業用設備(業務用機械器具(業務用又はサービスの生産の用に供されるもの(これらのものであって物の生産の用に供されるものを含む。)をいう。)製造業用設備(はん用機械器具製造業用設備、電気機械器具製造業用設備及び輸送用機械器具製造業用設備を除く。))及び電気機械器具製造業用設備を除く。)	金属加工機械製造設備 その他の設備	九年 一二年
	業務用機械器具(業務用又はサービスの生産の用に供されるもの(これらのものであって物の生産の用に供されるものを含む。)をいう。)製造業用設備(はん用機械器具製造業用設備、電気機械器具製造業用設備及び輸送用機械器具製造業用設備を除く。)	
電子部品、デバイス又は電子回路製造業	光ディスク(追記型又は書換え型のものに限る。)製造設備	六年



用設備	プリント配線基板製造設備	六年
	フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	五年
	その他の設備	八年
電気機械器具製造業用設備		七年
情報通信機械器具製造業用設備		八年
輸送用機械器具製造業用設備		九年
その他の製造業用設備		九年
農業用設備		七年
林業用設備		五年
漁業用設備(次号に掲げるものを除く。)		五年
水産養殖業用設備		五年
鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業用設備	
	坑井設備	三年
	掘さく設備	六年
	その他の設備	一二年
	その他の設備	六年
総合工事業用設備		六年
電気業用設備	電気事業用水力発電設備	二二年
	その他の水力発電設備	二〇年
	汽力発電設備	一五年
	内燃力又はガスタービン発電設備	一五年
	送電又は電気業用変電若しくは配電設備	
	需要者用計器	一五年
	柱上変圧器	一八年
	その他の設備	二二年
	鉄道又は軌道業用変電設備	一五年
	その他の設備	
主として金属製のもの	一七年	
その他のもの	八年	
ガス業用設備	製造用設備	一〇年
	供給用設備	
	鑄鉄製導管	二二年
	鑄鉄製導管以外の導管	一三年
	需要者用計量器	一三年
	その他の設備	一五年
	その他の設備	
主として金属製のもの	一七年	
その他のもの	八年	
熱供給業用設備		一七年
通信業用設備		九年
放送業用設備		六年
映像、音声又は文字情報制作業用設備		八年
鉄道業用設備	自動改札装置	五年
	その他の設備	一二年
道路貨物運送業用設備		一二年
倉庫業用設備		一二年
運輸に附帯するサービス業用設備		一〇年
飲食料品卸売業用設備		一〇年
建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	石油又は液化石油ガス卸売用設備(貯そうを除く。)	一三年
	その他の設備	八年
飲食料品小売業用設備		九年
その他の小売業用設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	八年
	その他の設備	
	主として金属製のもの	一七年
その他のもの	八年	
技術サービス業用設備(他の号に掲げるものを除く。)	計量証明業用設備	八年
	その他の設備	一四年
宿泊業用設備		一〇年
飲食店業用設備		八年

	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		一三年
	その他の生活関連サービス業用設備		六年
	娯楽業用設備	映画館又は劇場用設備 遊園地用設備 ボウリング場用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一一年 七年 一三年 一七年 八年
	教育業(学校教育業を除く。)又は学習支援業用設備	教習用運転シミュレータ設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	五年 一七年 八年
	自動車整備業用設備		一五年
	その他のサービス業用設備		一二年
	水道用設備	電気設備 汽力発電設備 内燃力発電設備 蓄電池電源設備 その他のもの ポンプ設備 薬品注入設備 滅菌設備 通信設備 計測設備 計量器 量水器 その他のもの 荷役設備 修繕検査設備 その他のもの 主として金属製のもの 主として木造のもの	一五年 一五年 六年 二〇年 一五年 一五年 一〇年 九年 一〇年 八年 一〇年 一七年 一五年 一七年 八年
	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	機械式駐車設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの 開発研究用のもの その他のもの	一〇年 一七年 四年 八年
無形減価償却資産	ソフトウェア	複写して販売するための原本 その他のもの 開発研究用のもの その他のもの	三年 三年 五年